

各位

全2ページ

登録速報(2023-195)

2023年 9月29日

クミアイ化学工業株式会社

企画普及部普及課

## 登録速報

下記の通り、注意事項変更届けを提出しましたので、ご連絡します。

受付日： 2023年9月28日

(注意事項は届けを提出した段階で、登録変更となります)

## 記

### 1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第17733号

名称：クミアイノーモルト乳剤

### 2. 変更を生じた年月日

令和5年9月28日

### 3. 変更生じた事項及び変更の内容

農薬登録申請書第8項「使用上の注意事項」に以下のとおり(6)を追加し、以降の番号を繰り下げ、別紙のとおりとする。

(6) カラー、花はすに使用する場合は、湛水状態で使用しないこと。また、使用后14日間は入水しないこと。

### 4. 変更の理由

水系作物を含む作物群の登録審査に対応するため。

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) 本剤は、幼虫の脱皮を阻害して、やがて死亡させる性質をもつ薬剤であるので、幼虫期になるべく早く散布すること。
- (3) 本剤は、植物体上での浸透移行性がないため、葉裏にもよくかかるように散布すること。
- (4) ねぎのシロイチモジヨトウの防除に使用する場合は、食入前の若令幼虫期に散布すること。
- (5) ごぼうのゾウムシ類の防除に使用する場合は、成虫発生期に散布すること。
- (6) カラー、花はすに使用する場合は、湛水状態で使用しないこと。また、使用後 14 日間は入水しないこと。
- (7) 蚕に対して長期間毒性があるので、薬剤が飛散により桑の茎葉を汚染することのないように桑園のある地帯では使用しないこと。なお無人航空機による散布の実施にあたっては、事前に蚕業関係者と安全対策について十分協議すること。
- (8) 散布量は対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合せ調節すること。
- (9) 本剤を無人航空機で散布する場合は、次の事項に注意すること。
  - ① 散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
  - ② 散布機種に適合した散布装置を使用すること。
  - ③ 散布薬液の飛散によって他の動植物あるいは自動車やカラートタンの塗装等へ影響を与えないよう散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- (10) 本剤は自動車などの塗装面に散布液がかかると変色するおそれがあるので、散布液がかからないよう注意すること。
- (11) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (12) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上